

阿賀野市学校情報セキュリティ基本方針

1 目的

阿賀野市教育委員会事務局、市立学校（以下「本市教育委員会」という。）が取り扱う情報には、児童生徒等の個人情報のみならず学校運営上重要な情報など、部外に漏洩等した場合には極めて重大な結果を招く情報が多数含まれている。

これらの情報及び情報を取り扱う学校情報ネットワーク及び学校情報システム等を、災害、事故、故意及び過失等の様々な脅威から防御することは、児童生徒や保護者、教職員等の財産、プライバシー等を守るためにも、また、学校の安定的な運営のためにも必要不可欠であり、ひいては阿賀野市（以下「本市」という。）に対する市民からの信頼の維持向上に寄与するものである。

阿賀野市学校情報セキュリティ基本方針は、本市の学校情報セキュリティ対策の基本的な方針として、本市教育委員会が所管する学校情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、本市教育委員会が実施する学校情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

(1) 学校情報ネットワーク

コンピュータを相互に接続するための通信網、接続機器のハードウェア及びソフトウェア並びに電磁的記録媒体で構成され、処理を行う仕組みをいう。

(2) 学校情報システム

ハードウェア及びソフトウェアで構成されるコンピュータ、学校情報ネットワーク並びに電磁的記録媒体で構成され、処理を行う仕組みをいう。

(3) 学校情報資産 次の各号を学校情報資産という。

ア 学校ネットワーク、学校情報システム、これらに関する設備、電磁的記録媒体

イ 学校ネットワーク及び学校情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）

ウ 学校情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

(4) 学校情報セキュリティ

学校情報資産の機密性、完全性、可用性を維持することをいう。

ア 機密性

情報へのアクセスを許可された者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

イ 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

ウ 可用性

情報へのアクセスを許可された者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(5) 校務系

児童生徒の成績、指導要録、教職員の個人情報等に係る学校情報システム及びデータをいう。

(6) 校務外部接続系

学校ホームページ等のインターネット接続を前提とした学校情報システム及びデータをいう。

(7) 学習系

児童生徒のワークシートなど教育活動に活用するインターネット接続を前提とした学校情報システム及びデータをいう。

(8) 通信経路の分割

校務系、校務外部接続系及び学習系について、各環境間の通信環境を分離した上で、安全が確保された通信だけを許可できるようにすることをいう。

(9) 無害化通信

端末への画面転送やデータに含まれるスクリプトの除去等により、コンピュータウイルス等の不正プログラムの付着がないなど、安全が確保された通信をいう。

3 学校情報セキュリティ基本方針の位置付けと規定の体系

阿賀野市学校情報セキュリティポリシーは、阿賀野市情報セキュリティポリシーの学校教育版として位置付け、本市教育委員会が所掌する学校情報資産に関する情報セキュリティ対策について、総合的、体系的かつ具体的に取りまとめたものであり、阿賀野市学校情報セキュリティ基本方針と阿賀野市学校情報セキュリティ対策基準によって構成する。

なお、阿賀野市学校情報セキュリティ基本方針を地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）による改正後の地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の6第1項に基づくサイバーセキュリティを確保するための方針に位置付けることとする。

また、阿賀野市学校情報セキュリティポリシーに基づき、学校ごとに学校情報セキュリティ実施手順を策定することとする。

阿賀野市学校情報セキュリティポリシーの構成

文書名	内容
阿賀野市学校情報セキュリティポリシー	阿賀野市学校情報セキュリティ基本方針 本市教育委員会が所掌する学校情報資産に関する学校情報セキュリティ対策の基本的な考え方と方針を規定するものであり、学校情報セキュリティ対策の頂点に位置するものである。
	阿賀野市学校情報セキュリティ対策基準 阿賀野市学校情報セキュリティ基本方針に基づき、学校情報セキュリティ対策を統一的に講ずるために、教職員等が遵守すべき行為及び判断等の基準を規定するものである。

学校情報セキュリティ実施手順	阿賀野市学校情報セキュリティポリシーに基づき、学校情報セキュリティ対策を具体的に実施するために、教職員等が遵守すべき学校情報セキュリティ対策の実施手順を、学校ごとに具体的に規定するものである。
----------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------

4 適用範囲

阿賀野市学校情報セキュリティポリシーの適用範囲は、阿賀野市情報セキュリティポリシーで対象外とした各教育施設のうち、以下の各号に示すものとする。

(1) 適用学校

安田小学校、京ヶ瀬小学校、堀越小学校、水原小学校、安野小学校、笹岡小学校、神山小学校、安田中学校、京ヶ瀬中学校、水原中学校、笹神中学校

(2) 適用学校情報資産

適用学校が所掌する学校情報資産とする。

(3) 適用対象者

適用される学校情報資産に接する適用組織の職員及び教職員（非常勤教職員及び臨時教職員等を含む。以下「教職員等」という。）とする。

5 教職員等の遵守義務

(1) 遵守義務

教職員等は、学校情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、本市教育委員会が所掌する学校情報資産を取り扱う際には、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）」や「著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）」等の学校情報セキュリティに関連する法令並びに阿賀野市学校情報セキュリティポリシー及び学校情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

(2) 懲戒処分等

阿賀野市学校情報セキュリティポリシーに違反した教職員等は、その重大性及び発生した事案の状況に応じて、地方公務員法等による懲戒処分の対象となる場合がある。

6 組織体制の確立

本市教育委員会が所掌する学校情報資産について、適切に学校情報セキュリティ対策を推進・管理するための組織体制を確立する。

7 情報資産の分類・管理

本市教育委員会が所掌する学校情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、その重要度に応じた学校情報セキュリティ対策を講ずる。

8 学校情報資産への脅威

学校情報セキュリティ対策を講ずるうえで、特に認識すべき脅威は以下のとおりである。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の

意図的な要因による学校情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等

- (2) 学校情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的な要因による学校情報資産の漏えい

い・破壊・消去等

- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

9 学校情報セキュリティ対策

上記8の脅威から情報資産を保護するために、以下の学校情報セキュリティ対策を講じる。

(1) 物理的セキュリティ

学校情報システムを設置する施設への不正な立入り、学校情報資産への損傷・妨害等を防ぐため、入退室や機器管理上の物理的な対策を講ずる。

(2) 人的セキュリティ

学校情報資産に接する教職員等の学校情報セキュリティに関する権限や責任等を定めるとともに、全ての教職員等に学校情報セキュリティポリシーの内容を周知徹底するため、教育及び啓発が行われるよう必要な対策を講ずる。

(3) 技術的セキュリティ

学校情報資産を不正なアクセス等から適切に保護するため、学校情報資産へのアクセス制御、コンピュータウイルス対策等の技術的な対策を講ずる。

(4) 運用

阿賀野市学校情報セキュリティポリシーの実効性を確保するため、学校情報システム等の稼動状況の監視や阿賀野市学校情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認のため、運用面における必要な対策を講ずる。また、緊急事態が発生した場合に迅速な対応を可能とするため、危機管理対策を講ずる。

(5) 業務委託と外部サービス（クラウドサービス）の利用

業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、学校情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講ずる。

外部サービス（クラウドサービス）を利用する場合には、利用に係る規程を整備し対策を講ずる。

ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

(6) 評価・見直し

学校情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて学校情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図る。学校情報セキュリティポリシーの見直しが必要な場合は、学校情報セキュリティポリ

シーの見直しを行う。

10 学校情報セキュリティ対策に関する規定の公開・非公開

阿賀野市学校情報セキュリティ基本方針は公開するが、阿賀野市学校情報セキュリティ対策基準及び学校情報セキュリティ実施手順の公開は、犯罪の予防その他の公共の安全及び秩序の維持に支障を及ぼす恐れがあるため、これらは公開しない。

11 学校情報セキュリティ対策実施状況の検証

阿賀野市学校情報セキュリティポリシーが適切に遵守されていることを確認するために、定期的に学校情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

12 学校情報セキュリティ対策の評価、見直し

学校情報セキュリティ対策実施状況の検証結果、学校情報システムの変更、新たな脅威等学校情報セキュリティを取り巻く状況の変化に対応し、阿賀野市学校情報セキュリティポリシー及び学校情報セキュリティ実施手順の評価と見直しを適宜行う。

附 則（平成27年4月1日初版）

この基本方針は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和8年4月1日変更）

この基本方針は、令和8年4月1日から施行する。